

# 令和3年度(4月1日入所二次選考以降) 横浜市保育所等利用案内(旭区版)

## 一次利用調整について

令和2年11月16日をもって受付を終了しています。

一次利用調整の結果は、令和3年2月上旬頃までに通知されます。

## 二次利用調整について (旭区こども家庭支援課 区役所3階33番窓口 Bボタン)

### ◆二次利用調整とは

一次利用調整後、一次では募集人数に満たなかった場合や一次内定者の辞退で空きができた場合に、4月1日入所の利用調整を行います。

## 保育所等の利用申請前に、ご確認ください

二次利用調整の申請は

**窓口 又は 郵送**

となります。



ただし、下記に該当する方は、必ず窓口での申請が必要になります。

- 1 保育において、特別な配慮が必要なお子様
- 2 横浜市外の保育所を1園でも希望される方

→詳細は裏面(利用案内(旭区版)P2)



利用案内に大切な事が  
いっぱい書いてあるよ！  
しっかり読んでみてね！

### ・現在、横浜市外にお住まいで旭区の保育所を利用したい方

申請時点でお客様の市町村を通しての申請となります。ご提出いただく書類や提出期限等について、必ずお客様の市町村及び旭区の両方に、申請前にご相談いただく必要がございます。

## 二次利用調整の申請期間・郵送先について

受付期間

令和3年1月4日(月)～令和3年2月10日(水) ※郵送必着(追加書類の提出期限も同様)

- ・二次利用調整から新規申請される方
- ・一次利用調整において利用保留となった方
- ※ 一次利用調整で保留となった方は、自動的に二次利用調整対象となるため、希望園の変更等、申込み内容に変更がなければ、お手続きは不要です。  
希望する園を追加・変更する場合は、上記期間内に窓口で変更の手続きをしてください。
- ※ 申請が不要になった場合、すみやかに取下げの手続きをしてください。

必要書類

保育所入所書類一式

※「令和3年度横浜市保育所等利用案内」をよくお読みいただきご用意ください。

提出前にご確認ください。

- 書類は、原本をご提出ください。ご提出された書類は一切返却できません。  
提出書類の写しの提供等も行っておりません。ご提出の前に、就労証明書を含む全ての書類に未記入・誤り等がないか、ご自身でよくご確認ください。
- 複数のきょうだいを同時に申請する場合
  - ・郵送の際は、1つの封筒に複数のきょうだいの申請書を封入してください。
  - ・きょうだい1名につき、各々原本が必要な書類は、【A給付認定申請書・B利用申請書・Dマイナンバー記入用紙】です。それ以外の書類は、きょうだい全員のお名前をご記入のうえで、原本は1枚で結構ですが、きょうだいの人数分の写しを同封してください。

郵送先

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12  
旭福祉保健センター こども家庭支援課保育担当 行

(任意の封筒をご用意ください)

※提出書類について、お電話での到着確認は行っておりませんので、必要な場合は簡易書留等を利用ください。

二次結果通知

令和3年3月10日前後に結果通知発送予定

# 令和3年度(4月1日入所二次選考) 横浜市保育所等利用案内(旭区版)

必ず 窓口での申請 が必要な方(旭区こども家庭支援課 区役所3階33番窓口)

区役所窓口で、**Bの番号札** をとってお待ちください。 

## 1 特別な配慮が必要なお子さまの入所をご希望の方

事前の相談を受け付けています。障害のあるお子様や、特別な支援・医療的な配慮が必要なお子様の申請を希望される方は、旭区こども家庭支援課の窓口までお早めにお越しください。

## 2 横浜市外の保育所等の入所を1園でもご希望の方

- ①まず希望先の市町村にお問い合わせいただき、申請方法・申請締切日・必要書類をご確認ください。
  - ②旭区こども家庭支援課の窓口にご来庁いただき、横浜市様式の書類及び①の希望先市町村で指定された必要書類をご提出ください。
- ・横浜市外の保育所等のみを申請する方は、希望先の市町村の申請締切日のおよそ2週間前までが旭区での申請期限となります。その他の方の申請期限については、旭区こども家庭支援課にお問い合わせください。

## その他 全体を通した注意事項

◆お申込みの前に保育所等の見学をして、ご希望園を決めてください。

◆必ず横浜市保育所等利用案内をご一読ください。

◆給付認定保護者の変更について

- 申請児童やごきょうだいが給付認定を既に受けている場合、既存の給付認定保護者の方に給付認定を行います。
- この機会に給付認定保護者の変更をご希望の場合は、別途旭区こども家庭支援課に、お手続きについてお問い合わせください。

◆利用申請書 **B** 表面における「利用調整の優先順位が下がる」育休延長許容可のチェック欄について

- 本欄では「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」というチェック欄を設けておりますが、こちらにチェックをすると、就労証明書等の必要書類を提出していてもランクI、調整指数-10、類型間の優先順位「求職中」となり、4月時点で保育所等の利用を希望する場合は不利になりますのでご注意ください。
- なお、利用申請書の裏面における「利用開始希望日に入所できなかった時の予定」で育児休業延長にチェックしても利用調整の優先順位は下がりにません。

◆転園を申請する方へ

- 横浜市保育所等利用案内P12に記載のあるとおり、転園を申請され、希望園に内定された方は、内定辞退しても元の保育所等を継続して利用することはできません。4月入所申請で出されたものは、保護者様が取下げをしない限り、令和4年3月まで有効です。転園をご希望されなくなった時点で、必ず取下げのお手続きをしてください。

◆申請した時から保育を必要とする事由や家庭の状況に変化があった場合

- 申請された際には働いていたが、その後、退職・転職・休職した等、保育を必要とする事由やご家庭の状況が申請した時から変化した場合には、変更について必ず旭区こども家庭支援課にすみやかに届けください。提出書類や期限については個別にお問い合わせください。

# 保育を必要とすることを証明する書類等(以下、証明書類)の提出について

**【全員】提出期限を厳守し、証明書類の記載内容を必ずご確認ください。**

保育所等利用案内のP15～P17に記載されている証明書類に不備があり再提出が提出期限に間に合わない場合、利用調整で不利になる可能性があります。申請書一式を提出する前に、証明書類が利用案内に記載された条件等を満たしているか必ずご自身で内容を確認してください。

**【就労証明書をご提出する方】下記に該当する場合は、必ずご確認ください。**

就労証明書は、保育所等利用案内P15の注意点と、就労証明書裏面の記入要領をご確認のうえ、記入してください。

該当する方は、就労証明書を実際に見ながら、下記の内容についてご確認ください。

## 1 育児休業中又は妊娠中の方(自営業の方は(3)のみ該当)

- (1)産育休中の期間を除いた直近6か月分の実績を記載してください。
- (2)①欄に「産前産後休業」や「育児休業」の期間、「育児休業の短縮についての可否の☑」を漏れなく記載してください。
- (3)妊娠悪阻等により、産休前の就労実績が減少している場合、その旨を「⑫その他特記事項」欄に記載してください。  
また、妊娠悪阻により就労実績が減少している場合、「⑧」欄に記入した直近6か月分の実績に加え、さらに遡った6か月分の実績を「⑫その他特記事項」欄に記載してください。  
(例:産育休が令和2年4月から令和3年4月(予定)まで。妊娠悪阻により、令和2年2月と令和2年3月の就労実績が減少している場合。→「⑧」欄に、「令和元年10月～令和2年3月分」の実績を記入し、「⑫その他特記事項」欄に、「平成31年4月～令和元年9月」の実績を記入。)
- (4)第1子と第2子の産休・育休を連続して取得している、または第1子の産育休前の直近6か月分の実績に第2子の産育休期間が含まれる場合、2名分の休業期間を①または⑫に記載してください。  
(例:第一子 産休:平成31年2月5日～令和元年5月27日、育休:令和元年5月28日～令和2年2月28日、  
第二子 産休:令和2年3月1日～令和2年6月20日、育休:令和2年6月21日～令和3年4月25日)

## 2 新型コロナウイルスの影響により、就労実績が減少している方

- (1)新型コロナウイルスの影響により、就労実績が減少している旨と、減少している期間の月ごとの実績を「⑫その他特記事項」欄に記載してください。  
(例:新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月～令和〇年〇月の就労実績が減少しており、2月は〇日、3月は〇日、4月は〇日、5月は〇日、〇月は〇日…の就労実績があります。)
- (2)新型コロナウイルスの影響により就労実績が減少している期間を除いた直近6か月分の実績を記載してください。  
(例:減少している期間が令和2年2月～令和2年10月の場合、「⑧」欄には、令和元年11月～令和2年1月分、令和2年11月～令和3年1月分を記載。)  
※就労・転職して間もないため、実績が提出できない場合の記入方法については、事前に旭区こども家庭支援課にご相談ください。

## 3 新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務を行っている方

就労証明書には、就労場所(勤務先)が自宅内か自宅外か選択するチェック欄☑があります。新型コロナウイルスの影響により、ご自宅で勤務を行っている場合でも、雇用契約上の就労場所が自宅外であれば、自宅外にチェックされている必要があります。

## 4 その他、雇用契約よりも就労実績が減少している場合について

- ・妊娠悪阻以外の理由で直近6か月以内に休職されていた場合は、事前にご相談ください。
- ・祝日や年末年始休業、夏季休暇等による就労日数の減少については、特に記載いただく必要はありません。ただし、いずれの場合も有給休暇は実績として就労日数に計上してください。